

平成18年 9 月

建設水道委員会会議録

平成18年 9 月15日（金曜日）

午前10時00分から

午後 3 時26分まで

市役所 委員会室

出席委員（6名）

委員長	川 村 佳代子 君	副委員長	原 欣 伸 君
	三 浦 知 里 君		宮 地 繁 誠 君
	岡 覚 君		熊 澤 宏 信 君

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

統括主査 中 田 妙 子 君

説明のため出席した者の職・氏名

都市整備部長	金 武 幹 男 君	水道部長	牧 野 一 夫 君
都市計画課長	奥 村 照 行 君	都市計画課主幹	高 木 淳 君
建設課長	河 村 敬 治 君	維持管理課長	古 橋 庄 一 君
建築課長	松 山 和 彦 君	庁舎建設課長	森 富 幸 君
庁舎建設課長補佐	梅 村 治 男 君	庁舎建設課長補佐	山 田 秀 雄 君
水道課長	余 語 延 孝 君	下水道課長	城 佐重喜 君

+

午前10時00分 開議

川村委員長 ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、直ちに建設水道委員会を開催いたします。

書類審査は午前中をめどにやっていただければいいかなと思いますが、書類審査に入らせていただきます。それでは、委員の皆様、書類審査にただいまから入っていただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

再 開

午後1時28分 開議

川村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

書類審査が終了いたしましたので、第86号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

三浦委員。

三浦委員 まず、243ページの13節美しいまちづくりコーディネート業務委託料50万円ですが、これ東京大学の方に委託されたということですが、簡単な内容と、あと直接経費と間接経費というふうに分けてあるんですけど、それをちょっと説明いただきたいなと思います。

それから、249ページですが、これも13節委託料の景観計画策定委託料273万円、総研にということですが、この前も各地域のヒアリングというか、聞き取りをやっているんですけども、昨年度までの委託料というのはどういうことをされて、景観計画、済みません、ちょっと勉強不足なんですけど、いつまでにこれを策定される予定ですか、お知らせください。

最後にですが、263ページの15節工事請負費、営繕工事請負費、市営住宅ですけども、これはどこをどのように直されたのか、それだけお願いします。

川村委員長 答弁を求めます。

奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 最初に、私の方から美しいまちづくりコーディネート業務委託ということで、50万円計上しておりますが、これは東京大学と委託契約を結んでおります。目的は、都市景観の形成やまちづくりに関するアドバイスということで、年2回程度、東京大学の西村幸夫教授が、犬山市の景観も含めて、国の方の第一人者でありましたので、その方に私どものコーディネーターをしていただくということで、一つは、景観シンポジウムでの講演ということと、去年は犬山城下町で世界遺産になるかというような、そういうような講演をいただいております。

あと、私どもの、今お話をさせていただきましたように、景観とか、まちづくりの方向性とか、そういうものについて、こちらの方へ、犬山市へ来ていただいたときに、いろいろとアドバイスをいただいております。

ちなみに、ことしの3月に、景観シンポジウムということで、来ていただいて、そういう世界遺産の話聞いております。

あとは、それに伴って、来ていただいたということで、市長との意見交換ということも、終わられた後に行いました。

私どもも、市長が言ってましたように、世界遺産登録を築城500年に向けて少し方向性を見るというか、そういう取り組みも始まっておりますので、この西村先生は、もともとユネスコの委員さんでありますので、そういう意味では、私の方としては、非常に世界遺産のそういう大きな目標に向かっていく中では、非常にいいアドバイザーとして、多面にわたってそういう意見を出していただけるということで、私どもとしては、そういうものに対して大きな期待をしておるんです。

以上でございます。

川村委員長 三浦委員。

三浦委員 直接経費と間接経費、これはどういうあれですか。直接経費が45万5,000円で間接経費が4万5,000円というのは。

川村委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 多分、交通費の関係だと思います。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 249ページの景観計画策定委託料273万円について答弁をさせていただきます。

私ども犬山市は、景観基本計画を平成5年に策定いたしました。その後ずっと状況が大分変わってきてますので、平成17年、現況の時点修正といいますか、特に四季の丘だとか、もえぎヶ丘、それから工業団地、山の宅地の上に、そういう状況だとか、いろんな状況変化がございますので、その辺の基本計画の見直しと、もう一つは、景観計画素案の検討といたしまして、平成18年度に景観計画を策定するための素案を基本計画の中からどのようにしてやっていこうかというところで、現況、ハードの部分、早く言えば、地理的部々の素案を検討いたしました。その大きな2点が、この景観計画策定委託料でございます。

それで、契約者は名古屋市熱田区新尾頭町1-10の株式会社総研に委託をしました。

263ページの工事請負費の営繕工事請負費でございますが、こちらの方につきましては、市営住宅9団地の中に、市営住宅の、主に屋根工事、雨漏りで2戸、それから外壁、破風の辺だとか、外壁の直しが7戸、それから玄関の戸の取り替えが4戸、それから便所が1戸、それから便槽が二つ、それから屋内開口部のふさぎ、壁だとか何かのふさぎでございますが、2戸、それから窓の取りかえ1戸の内容でございます。

川村委員長 三浦委員。

三浦委員 景観計画の方ですが、本年度、本年度というか、決算で聞かなきゃいけないですけど、各地域で集まっていたいて、意見聞かれましたよね、でも、私が入ったところもそうだったんですけど、大変人数が少なかったですよね。だから、さほどの効果があったのかなんかということが1点と、もう一個、市営住宅の方ですが、これ結構いろんな箇所を直されてるんですけど、定期的に直されるものなのか、その点だけ2点お願いします。

川村委員長 松山課長。

松山建築課長 平成18年度の景観計画策定のための地元説明会を現在行ってまして、50回行っています。今、おっしゃるように、池野の方は人数的に5名か6名ということですから、福社会館の犬山の場合は、まばらなところがございます。それで、効果といえば、そこその地域においては、有効に働いたかと思えます。ただ、それだけでは足りないということで、まちづくり委員会だとか、きのう、おとといも商工会議所の婦人会部のまちづくりがございますので、そちらの方に行ってご説明をしたり、今のところ、ちょっとそういう小グループの関心のあるところで聞いていただければ、うれしいものですから、そういう小さな委員会だとか何かに出向いて、こういう計画でいますよということと、ご意見等をいただければありがたいということで、今ご説明してます。

それから、市営住宅の修繕、営繕工事の関係でございますけど、これは先にご要望をお聞きしまして、まとめまして、それで内容を、現地をよく見まして、やはりすべて応じ切れないものですから、現況の内容をチェックして、必要度は、うちの方で検討いたしまして、それでどうしてもやらなきゃいけない部分として行っているわけでございます。

大体、毎年、工事請負費で200万円前後いただいておりますので、その中でやっております。川村委員長 他に質疑ございませんか。

岡委員。

岡委員 106ページ、107ページで、新しいまちづくり事業費の、委託料ですけども、財団法人都市経済研究所に委託した案件ですが、これ経過を確認してくると、最初は、市役所を移転することによって、新しいまちづくりを橋爪・五郎丸付近ということで、しかしそれが困難になった中で、それでも何かの方策で新しいまちづくりができないかという形が検討されて、これは一度未執行になったのかな。それで、当該年度が城下町再生計画の外縁部という形でもって、53ヘクタールの区域を何らかの形でやろうと。しかし、地権者に農地として自己所有を継続したい、貸してもよい、売ってもよいとかいうことも含めて、53ヘクタールを検討するということは、農地転用が可となるということを前提として委託契約をし、検討がされたんじゃないのかなと思うんですけども、だとすると、極めてむだな委託検討になったのではないかなというふうに思っています。結果として、可能なのは、道沿いに道の駅なら可能というのが出されたというふうに、一応、概括的には推察してるんですけども、当局の方は、僕が述べたような概括的な事業の流れだったのかどうか、ちょっと確認でお聞きをしたいと思えます。

川村委員長 森庁舎建設課長。

森庁舎建設課長 おっしゃるとおりでございます。庁舎移転でまちづくりという形でございます。庁舎建設は現在地ということもありますので、今回の委託の業務は、地域再生という形の、城下町と外縁部と連携した、相互補完するまちづくりを進めるというのが認定された中で、じゃあ、外縁部の方はどういうまちづくりがいいだろうかとということで、検討をします。きのうの、冒頭でお配りしました資料は、この抜粋でございます。とりあえずは、第1ステップとして道の駅を中心施設として、できるところから整備をするということで、将来的には市街化編入か地区計画かわかりませんが、そういう形で、少し広い範囲で整備を図っていくという計画の中で、できるだけ、早くできるものについて整備を行って

いこうという形で、現在鋭意検討を進めていくという形でございます。

補足が補佐の方からありますので。

川村委員長 梅村庁舎建設課長補佐。

梅村庁舎建設課長補佐 そこで、具体的には、今回、国の方、特に東海農政局とか、中部地方農政局、市街化区域編入の権限を持っているところでございますが、今回のこの計画というのは、実現化を目指した計画としてが大前提でございました。それで、県の関係課、都市計画課とか、そういうところもかなりたくさんの方の回数の協議を行ってまいりまして、そこでの意見をいただきながらつくってきた部分で補正を今しているところでございます。

特に、第2段階の、今ご指摘の部分でございますけれども、ステップをまず二つに分けて、ステップ1が早期に実現化を目指していこうとする部分で、道の駅を中心とする考え方で校正している部分でございます。それから、ステップ2というのは、橋爪・五郎丸地区の全体のまちづくりを推進していこうということで、そこは新たに、新駅の設置というものを柱立てにいたしまして、駅周辺から新たに商業展開も含めて構成を考えております。編入の方式につきましては、今、課長の方からありましたように、市街化編入と地区計画を併用していくような形で導入をしていったらどうだろうかということでございます。

おっしゃるように、市街化区域編入というのは、前から申しておりますように、農振農用地域の中の、かなり難しい部分でございますので、そのためには、やっぱり現在の中心市街地をどういうふうにしていくかということも含めまして、議論を重ねた結果、その上で今の外縁部の方の市街化編入という一つの、将来的な方向性を組み立てていくという取り組みで

+

川村委員長 岡委員。

岡委員 たしか、今の総合計画との兼ね合いも含めると、ここを市街化区域編入というふうにはうたっていないくて、農地の保全というふうにはうたっているんじゃないかというふうには思っているんですけども、本会議でも、ちょっと幾つか、総合計画との乖離、ギャップが出始めているというふうに申し上げたつもりですが、もし、そういう検討をしたら、総合計画については、市長も以前の人口フレームの一般質問をやったときに、途中で見直すのはやぶさかでないという答弁をしまして、そういうことになっていくと、やっぱり53ヘクタールについて、市街化区域の編入を目指すということを考えるのであれば、やっぱり総合計画についても、一定の変更を求めていく作業も並行して進めないといけなかったのではないかなというふうに思いますし、ステップ1、ステップ2というのがわかるんですけども、わかるというのは、ただ、もともと橋爪・五郎丸に庁舎をといる中から、あの地域の人たちが、過大な期待を膨らませてきた経緯があるわけで、それに対して、何らかの手当というか、行政側が説明をしていく、そういう取り組みをしなくちゃいけないという中で、新しいまちづくり構想や、今回の外縁部の、その前に一度、特区で何かやりたいというのがありましたよね。その特区構想も壊れてきた中で、こういう外縁部の構想ということだったと思うんですけども、その辺はどんなふうにも思ってみえるのかということと、それから今の、補佐の答弁、ちょっとわかりづらかったんですが、ステップ2に分けたということは、現段階では、委託を始める前から市街化区域の編入は非常に困難ではないかというふうに見ていた中で、

その区域全体を対象にした調査委託をするのには、無理があるのではないかなというふうに私も思ってたんですけども、そのステップ1とステップ2に分けたということの中で、ステップ2については、将来の課題という、市街化区域編入がもしできなかつたらということなのか、その市街化区域編入を、こうした計画を立てることによって、促進を促すということなのか、その辺可能性がどういふふうか、ちょっと今見させてもらったんですけども、ながめるところか、ペラペラとしか見てなくて、読めてないもんですから、その辺は、言ってみれば、今の段階でそこまで踏み込んでやっても、絵にかいて見ただけ、机上のプランに終わるといふ公算が非常に強いんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、どんなふうに見ているのか、お願いしたいなと思うんですけど。

川村委員長 森庁舎建設課長。

森庁舎建設課長 まず、最初のみちづくりとの関連ですけれども、当初から、庁舎基本計画には、庁舎だけではなくて、まちづくりも行っていくということで、このような計画の再検討がなされたわけですけれども、そういった形で、新しいまちづくりについては、今、犬山の活力ある部分を創出していくということで、これも庁舎がなくなったから、それをやめるのではなくて、ここは引き続き新しいまちづくりをしていこうということと、あわせて、ただ単なる新しいまちづくりではなくて、城下町再生と一体となったまちづくりを進めるということで、地域再生計画が出ました。先ほど申し上げたとおりでございますので、そういう庁舎の代替としてということではなくて、この地区の、国道41号線のポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりをここでいうこととさせていただきます。

特に、第1段階、第2段階ということですが、いろいろ、国の機関、これは国とか県のプロジェクトチームとっておるんですけども、そういうところのアドバイスやサジェスチョンを受けながら、今まで進めてきたわけですけれども、折しもまちづくり三法等の国会の審議もありまして、これは開発規制というのが郊外の開発規制もだんだん厳しくなってきた中で、全体計画を持ちながら、とりあえず早期にできることから、何がやれるのかということも議論いたしまして、特に、地元のアンケートの中でも、特に一番要望の高かった、そういうものから、早く実現できるもの、地域の地産地消、そういうものが生かせるものからやっっていこうということで、第2段階として、そういうものを行っていくこととさせていただきます。

それからもう一つ、当然、総合計画やマスタープラン、この計画がある程度、軌道に乗せていくという段階では、当然、総合計画や、マスタープランと並行して、整合性のとれた形の計画にしていくということは、よくご承知しております。

川村委員長 岡委員。

岡委員 もうちょっと具体的に聞くと、要するに、早い話が、53ヘクタール全体を計画しても、無理だったんじゃないというのが、僕の率直な意見です。今の、実現可能な、現時点では実現可能な方策といえ、この道の駅構想については、その限られたエリア、2ヘクタールぐらい、そこくらいだったら可能だけれども、あとのところは、今の中でいうと、今のまちづくり三法もそうだけれども、東海農政局の兼ね合いも含めて、農地転用というのは非常に難しい段階にあったんじゃないの、今でもそういう段階は変わらないんじゃないのとい

うことを言ってただけでも、その辺がどうなのかなというこの確認をとりたいたいです。

川村委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 先ほど、総合計画の地元へのした話もあったんですけども、当時、私も総合計画つくってあって、その人口8万5,000人というのは、目標だったんですけども、8万5,000人の目標を達成するためには、二つの連帯ですね、羽黒と五郎丸、それから楽田と羽黒、それからあと丘陵地の開発、そういうものも全部トータル的に見ても、多分8万5,000人に到達するのは難しいということで、若干、ちょっと絵的には、総合計画の絵を見ていただくとわかりますけども、少し、そこら辺の部々もちょっとファジーに入れて、その新しい、庁舎が行くという、新庁舎の問題というのもありましたので、それも含みを持たせて、その中で概念図の中では、そういう状況で、ゼロということではなくて、そういう含みを持たせた形で土地利用計画はつくってありますので、総合計画の部分でいけば、そういう一つの考え方があったということと、当然、それに伴って、都市マスタープランはありますけれども、都市マスタープランについては、その具体化の段階で、都市マスタープランも変更していこうということで、私ども考えているんですけども、そこまでは具体的に動いてこなかったということで、その一歩手前であると。もし、必要であれば、都市マスタープランの変更も勘案していきたいと。総合計画は平成22年ですので、一体的にやることも必要だろうと思います。

先ほど来、難しいことがあったにもかかわらずということですけども、それは挑戦ということです。非常に難しい状況というのは、当然当たり前の話であって、できるということの方がむしろおかしいという状況ですので、やはり将来的な市の、そういうまちづくりを考える中でいくと、そういう難しいものに挑戦したというのが、今までの私どもの取り組みでありますので、特区にしる、それから地域再生計画にしる、そういうことで、むしろそういうことを成就するために、何とかしようということで取り組んだ話ですので、はなからあきらめをとるということであれば、何も手を加えなくてもいいという話になりますので、状況としては、何とかそういうことを打開しながら、市の将来的な展望をしていきたいということの中での取り組みということですので、その辺については、若干の考え方の違いはあるかわかりませんが、一つはそういう中で進めたという経緯があったこともご理解いただきたいと思います。

川村委員長 岡委員。

岡委員 この問題について、今の答弁も含めてですけども、かなり見解が違ってきて、日本全体の人口が減少していく中で、どうまちの将来を考えるかということで、挑戦ということの中で、それが果たして市街化区域の方を拡充が適している、適していないというよりも、むしろ今言っている人々の暮らしや地域をどう手当をするかということの方が重要だなというふうに思っているんですけども、見解の違いがちょっと出てきていますので、これ以上質疑は避けたいと思いますが、あと、234、235ページから、その次のページの道路維持工事請負費との兼ね合いも含めて、一つは、街路樹剪定委託料で出されている中で、心配しているのが、ちょっと言ってあったけども、小牧公園線の低木と、四日市交差点からの、やっぱり低木が枯れかかってきている問題については、どんな手当をしてきたのか、またしていこう

としているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今のご質問は、低木だけですか。今、そのお話につきましては、聞いておったんですけども、まず東部の剪定の方を取り組んでおりまして、聞いた中で、雨等も降りましたので、今の対応としては、お聞きしたんですけど、しておりません。それで、枯れたところもありましたが、それなりの対応はしていこうと思っておりますけど、当然、8月の時期には、ちょっと雨が少なかった関係で、そういう時期も見られたんですけど、それに水をやるとか、そういうような対応はしておりません。

以上です。

川村委員長 岡委員。

岡委員 せっかくの低木が枯れてる部分もあって、あそこが一定の樹木に育つには、大変で、枯れたやつを植えかえるというのは、また金がかかるものですから、維持管理というのは、何でも早目早目に手当した方が、結果的には安くつくというふうに思っていますので、やっぱり枯らさない努力を来年度に向けて、予算確保も含めて、やっていくべきかなと思いますけども、僕自身は、維持管理というのは、基本的にはそういうもんじゃないのかなというのは、僕は機械の方をやってたんですけども、樹木や道路や、犬山市がいろんな維持管理やってるのも、基本的には早く手を入れた方がというふうには思っているんですけど、その点は、来年度に向けて、今年度の教訓も含めて、どうされるかということ。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今、そういうお話が、以前に聞きましたものですから、当然、そういう部分も含めて、今後、検討していきたいと思えます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 それから、この辺に関連しまして、32万円とか、53万円とか、54万6,000円とか、147万円とかいうので、幾つか、例えば、中部ハイウェイサービス、これは名古屋市の会社ですし、阪神装路株式会社名古屋支店というのは、これは一宮市の会社ですし、あと、飯田興業、これも一宮市の会社で、大鵬建設というのも一宮市の会社で、何か市内業者がみんなやれる仕事を、かなり市外に出しているの、この辺の考え方を、全く指名競争入札を外して、条件もつけずの競争入札にしたというのか、それとも条件付きの、大きい下水や何かですと、地元の業者とJVを組んだ業者じゃないとだめだよというようなことで、条件をつけての、競争入札にしているのか、ちょっと、この辺の考え方がわからないものですから、この道路維持費関係、15節の道路維持工事請負費と、それから今の道路作業業務委託料、何かこの辺の発注がどういう基準で、僕らからすれば、談合があっちゃいけないけど、基本的にはこの辺の工事については、地元業者の育成をという立場でないといかんじゃないかなというふうには思ってます、ちょっと目立ったものですから、どういう考え方が、どういうふうにされていったのかなと思います。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 ただいまのご質問としては、市内業者でという話ですけど、一応、基本的には市内業者を選んでおりますけど。今、おっしゃられる中部ハイウェイとか、飯田興業

でしたか、それらの業者は、中部ハイウェイというのは道路清掃車を持ってる業者でして、走りながら道路を清掃する、そういう機種を持っているところと、飯田興業というのは、区画線だけを発注しますもんですから、そういう区画線の専門の業者、そんなようなところが市内業者でないというだけで、基本的には、市内でやれるところは、市内のところを選んで発注をしております。

川村委員長 岡委員。

岡委員 これの内訳なんですけど、239ページの、高根洞工業団地の施設管理委託料が1,600万円ですか、これ藤吉工業さんという、随意契約でやってみえるのか、それともこれはちゃんと競争入札、こういう排水処理施設は、どこでも基本的にやれるもんですから、前はうちの焼却炉もね、三菱でないとだめだとか言ってて、幾らでもやれるということがはっきりしてきてるわけで、これ契約の仕方はわかりますか。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 これは競争入札でしとると思いますけど、ちょっとこれ確認させていただきます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 県の事業を受け継いできてるもんですから、ひょっとしたら随意契約じゃないのかなという気がして、書類見てもわからないもんですから。もし、随意契約だったとしても、来年度から、こういうのは競争入札にしていくべきだというふうに思いますので、確認した上で、来年度は競争入札にしていくというふうでお願いします。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 また、これを確認させていただいて、随意契約であれば、ただいまのご指摘のように、競争入札で考えていきたいと思います。

これについては、報告させていただきます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 256ページ、257ページの施設管理委託料で、これ見ますと、大手門と余遊亭と中本町と旧加茂銀行とありまして、時間当たり630円掛ける開館時間というふうになっているんですが、余遊亭だけ、閉館時間を考慮してというふうに書いてあったんですけども、これは閉館時間を考慮してというのは、閉館時間が長いから差し引いてるというふうに僕は理解したんですけども、そういう理解でいいのかどうかということと、それからほかの施設も、もしそういうことであれば、閉館時間が一定取れるのであれば、取っていただいて、その分をネグレクトしてもらっていいのではないかなというふうに思っているんですが、その点はど
うなのかということと、なぜそういうことを言うかということ、予定外、時間外の勤務について、その分、9月、追加で払ってるんですね。その金額を、これちょっとぱっと見ると、ばかにならない金額なもんですから、契約の委託料と、それからその委託料の中で閉館時間を考慮してというのが、余遊亭だけそうして書いてあったもんですから、その辺をどう精査するかということで、ちょっとご答弁をいただきたい。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 4施設あるわけですが、しみんてい、余遊亭、それからどんでん館と、旧加茂銀行の4施設です。しみんてい、それからどんでん館と、それから旧加茂銀行については、全部24時間、というのは、どんでん館の方は観覧、それから旧加茂銀行の方も、施設を見ていただく、それからしみんていの方は、NPOで使っていただいている関係上、閉館、要するに、すべて時間使っております。余遊亭の方は、施設の利用ですから、昨年4月からは、いわゆる施設の中は全く利用はない、利用のない時間帯だけは、管理人さん、午後からは受け付けがございしますが、午前中、例えば全く利用者がいない場合は、管理人の配置をやめたわけです。そういったことが、特殊要件になって、余遊亭だけは、時間については、もちろん午前中利用があれば、管理人さんを置きます。利用がなければ、それは閉館というか、管理人さんを配置をしないと、こういうことでございます。

時間外については、基本的には24時間全部使える状況になっていきますので、時間外が発生した場合は、時間外手当を支払っていきこうと、そういうふうに基本的には考えております。

以上でございます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 この640円というのは、どこから持ってきた単価の数字なんですか。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 それはシルバーの単価です。

川村委員長 岡委員。

岡委員 258ページ、259ページの町家まちづくり施設整備ですけども、これ、私は、旧磯部邸というふうに思っていたんですけども、これは正式には旧呉服商柏屋というふうに調書は書いてあったと思うんですが、こういうふうでいいのかどうかということと、それから、前年度予算の繰越明許分というのが一定、あって、それは今回の決算の数字には出てこないというふうに理解していいのかということ。

それから、その2、その3というふうで出されている中で、いずれもその2、その3も、契約で増額ということで書かれてありまして、その増額の理由も一応読ませてもらいましたが、本当にこれだけの、結局、トータルでやっぱり、これの購入が、忘れちゃったんですけども、1億何千800万円という金額と、トータルで、これ繰越明許やってるもんですから、トータルでこれの改修が実際に決算ベースでどれだけかかっているのかということを知りたいのと、本当にこれから市の事業として、それだけのお金かけて、いわゆる費用対効果という言葉も飛び交ってますけども、今まで伊藤邸からずっとやってきた中で、プラスして、今度の磯部邸じゃない、旧呉服商柏屋さんですか、そういうのが正しかったのかなという、検討しないといけないなというふうに思ってるんですが、その点で、ちょっと幾つかわからないことがあるもんですから、今言ったような疑問点について答弁をいただきたいと思います。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 まず、第1点目の名称の関係についてでございますが、契約書の中で、路線等の名称で、旧呉服商柏屋というふうになっています。文化財、登録有形文化財では、磯部家住宅というのが正式の、国の方の名称でございます。そのところですが、まだ路線等の名称が旧呉服商柏屋というのと、文化庁の磯部家住宅というので、工事名については、町家ま

ちづくり拠点施設工事のその2だとか、その3ということになっていますので、できて、建造物の通称名称の差かなという感じはします。

それと、繰越明許の決算の数字に出てくる数値でございますけど、ここに259ページに7,059万3,650円となっております。これは、これともう一つは前ページ、217ページ、設計監理委託料113万4,000円、こちらとトータルいたしまして、繰越明許分の確定した7,172万7,650円でございます。

こちらの工事請負費だけではなく、これプラス257ページの繰越明許をいたしました13節、設計管理委託料113万4,000円プラスした、先ほど言いました7,172万7,650円という数字でございます。これが、繰越明許の金額で、イコールでございます。

契約金額トータル、平成16年度まぜたトータルの金額が1億5,566万5,650円でございます。

それで、平成16年度に支払った金額は8,393万8,000円ございまして、繰り越した金額が、先ほどから何度も言って、申しわけございませんが、7,172万7,650円でございます。これは先ほど申しました設計費が飛んでます。

ちょっと、ご説明が、申しわけございません、259ページの一番上の工事請負費7,059万3,650円に、前ページの13節委託料の設計管理委託料113万4,000円プラスしたものが平成17年度の、先ほど申しました7,172万7,650円でございます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 この1億5,500万円というものは、この整備工事のトータル金額ということで、それで土地等の購入金額がちょっと確定しているのがわかっていけば。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 この1億5,566万5,650円といいますのは、設計費、それから工事管理費、それから用地購入費、入ってます。それから、本体の工事のその1、その2、それから外構工事のその3で、トータル1億5,566万5,650円でございます。

川村委員長 岡委員。

岡委員 それで、今後の展開についての見通し、一部まだ工事中に、ひな祭りですか、ひな壇を飾ったというような新聞報道等では見ましたけれども、その後の展開という点では、どうであるのか、またどのような予定をしているのか。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 端午の節句、5月5日ですね、その関係において、こういう季節ものの行事を行っていくということで、あと日本の文化のご紹介ということで、中津川の方の文楽を招いたり、そういう日本固有の文化だとか、それからしきたり、行事ですね、そういう部分を今後も続けてやっていきたいですし、それとともに、建築に係るご紹介、伝統工法のご紹介などもしていきたいなというふうに思っています。

川村委員長 他に質疑ございませんか。

宮地委員。

宮地委員 三、四点、ちょっとまとめて聞きますけど、まず土木費の関係で、土木管理費ですね、全般的に今まで言われていたことで、過去にずっと言われてることで、道路工事にしても、できるだけ追加工事をしないという、一たん契約をして、その金額に、その後に追加

工事が以前頻繁にあって、指摘がされたということがあったと思います。今回、それがどんなもんかなと思って見てみましたら、追加工事は一つしかなかったんですが、名目、追加工事と思われる変更というのがたくさん出てるんですが、どこの分も、水道部もありますけど、特に目立ったのは、道路名でいいますと、市道五郎丸の104号線、市道犬山66号線、今井中線、入鹿3号、楽田東9号、8号、そういったものが皆変更届けでやられている。追加工事と同じじゃないかなということを感じましたので、特に、思うことは今言いました入鹿3つ、五郎丸1号、6号、犬山66号、今井中線、この三つについて追加工事が19万2,150円、2番目が19万4,250円、3番目も19万4,200円、全く同じ金額です。そんな追加変更工事ってあるのかね。250円まで一緒。何かこれ、意図的なものを感じるんだけど、その辺、どういうものかということと、まずあとはほかの方もちょっと追加工事聞きますけど、まずそこから。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 ご指摘の、いわゆる変更でございますが、監査委員さんの方からも、変更については、極力抑えていくというような指摘もございますので、変更契約につきましては、極力しないようにということで、前年から比べますと、やはり件数的には減っております。やむを得ず、どうしても変更をやらないかん部分について、変更契約をしていただいておりますが、今、3路線、五郎丸の106号線と、犬山の66号線、それから特に、犬山今井中線にご指摘がございましたので、変更理由等につきましては、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、五郎丸106号線でございますが、これにつきましては、いわゆる排水の関係で、地元から排水の関係なので、変更してほしいということ等が、現状の路盤の関係ですね、路盤の安定処理が、当初が排水性を持つ方で計画しておりましたが、路盤の安定処理が十分できるということで、排水舗装の変更を減らすということで、変更の減額をさせていただきました。その関係で減額を19万2,150円減額させていただきました。

それから、犬山66号線につきましては、工事をやっている中で、地中に大きな擁壁が、コンクリートの擁壁が発生しましたので、それが設計前には発見ができなくて、工事中にコンクリートの塊が出た関係上、その処理に伴う増額をお願いしたわけでございます。

それから次に、犬山今井中線でございますが、これは、いわゆる成沢川の近くの工事でございます。周辺が全部農地でございます。当初は、用水と雨水排水と2本立てで実は設計しておりましたところ、地元の農地所有者と協議したところ、地元の農地所有者が用水と雨水排水の、いわゆる路線を、2路線あったものを1路線に変更してくれということで、1本で処理した関係上、変更が減額になったということでございます。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 今、排水とか雨水の排水の、地元要望というのが出ているけども、本来、工事にかかるには、そういう説明もしてるはずだろうし、どうして後から出てくるのかなという感じもするんだけど、それはそれで、当初の地元との折衝でそういうのは避けられないものかどうか。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 施工前には、関係者等には、机上ではご説明申し上げておるわけですが、

現実的に工事に入ったときには、現実のものができてきた段階にそういったことを隣地の農地所有者とか、そういった方から、やはり細かくそういった話が出てくるんです。そういった中で、一番最良の方法で変更をさせていただいておると、そういう状況で、着工前には説明申し上げております。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 部長に聞くけども、こういう変更、追加関係ね、そういう工事では例えば、金額的に、どこまでが認められるのか、あるいは契約金額の何%ということとかその辺、基準はつくられてるんですかね。

川村委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 金額は幾らというのは、ちょっと今記憶がないんですけど、私は以前に監理検査、総務課におりまして、変更の範囲という基準がつくってあります。現在の元契約があって、変更した額が契約金額の何%以上オーバーしたときには、設計変更する必要があるという契約上の定めた基準を策定しております。

川村委員長 城下水道課長。

城下水道課長 変更契約の基準は当初契約金額の30%が上限ということです。

川村委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 一応事務的な基準を定めています。

川村委員長 城下水道課長。

城下水道課長 軽微な変更とみなすということで、現契約でやりなさいと、その契約の路線のところやる。

川村委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 一応30%が上限ということで、別契約にするというのは基本的な考えがありますが、私は今できるだけ変更はないようにということで、設計の段階でできるだけ地元の方としっかり調整をするよう指導しています。どうしても、現在、着工するときの目視ができないところ、例えば地下の部分とか、そういったような場合、もっと事前に検討していくべきでしょうけど、なかなか我々は地元の方へ図面で説明をしますけど、実際にできると、こんなはずじゃなかったというのも現実あるんです。その辺のギャップみたいなものもありまして、やむを得ず本当に変更するということの、現実の変更でございます。何度も変更してという話ではないです。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 図面で説明じゃなしに、やっぱり現地に行って、図面だけじゃなくやっぱり現地確認しながら、進めていってほしいと指摘しておきます。

それから、公園管理費の255ページ、その前に委託料ですが、木曽川緑地、それから山の田公園維持管理費、それらはかつて1,000万円を超えていた維持管理費ですね、僕の記憶ではですけども、どちらも超えてたんです。今は大分これが本当に10数%になったなという気がしております。あと、都市公園維持管理費、567万2,000円、これも市内全体だろうし、その下の樹木の剪定委託料3,000万円、これも大きいですが、そういうものだろうと。それから、都市公園の管理委託全部だと思うんですが、今言いました255ページ、犬山ひばりヶ

丘公園維持管理費だけで、これが945万円という数字になって、アサイ建設だったかな、どうしてここだけ突出しとるのかなという気がするんだけど、特別何か公園にかかわる経費があるのか、その辺について。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 ひばりヶ丘公園、今お話しのように、年間契約で委託をしております。それで、ひばりヶ丘公園の管理費が高いということですけど、管理内容、ひばりヶ丘公園と、小野洞砂防公園があるんですけど、この2カ所に、これはまたがっておるわけですけど、これについては、管理内容をちょっとお話ししますと、管理内容でちょっと変わってくるんですけど、面積とか。ここに付きましては、ひばりヶ丘公園が4.7ヘクタール、小野洞公園が3ヘクタールの範囲で、清掃が週5日、除草、草刈りが年2回ということで、一番大きいと思われるのは、清掃がほとんど週に5日ですので、多いということです。それで、木曽川緑地等につきましては、同じく、年間契約ではございますが、管理内容としましては、清掃が週1回とかいうような、委託の内容によって管理費が変わってくるというようなものになります。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 木曽川緑地も、これは面積が、かなり大きいので、ひばりヶ丘公園の比じゃないと思うんですがね。週1回、ひばりヶ丘は週5日、除草は年2回、どちらも一緒だろうというふうに思うんです。どうして、ひばりヶ丘公園だけ週5日というと、ほとんど毎日、そこまで清掃する必要があるか。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 まず、木曽川緑地につきましては、6.17ヘクタールでございます。それで、その中の範囲については、グラウンド等、今の木曽川緑地につきましては、そういうところがたくさん占めております。公園も一部併設しておりますけど、野球場とか、グラウンドとかいうのがございますので、今のひばりヶ丘につきましては、毎週というか、全体的に管理が必要というか、清掃が必要になってきます。重立ったもののお話をしておりますけど、管理人も置いて、ほとんど毎日のように来場者が、公園の利用者のために清掃をしておるといってございまして。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 何で週5日の清掃が必要かということについてだけれども、管理人がある、おらんということは、もちろんあるだろうと思います。木曽川緑地でも、管理人がいるが違うんかね。

それで、清掃週5日というのは、必要かということ。ほとんど、そんな週5日も公園やグラウンドで、手間暇かけるとどここもないんです。どうして、ここだけそれが必要かなと。そこわかりますか。

川村委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 まず、管理人のことで、申しわけありません。緑地にも管理人はいて、グラウンドの利用者とか、そういう手配しております。管理人、今言いましたのは、ひばりヶ丘については、そういう利用ということではなくて、専属のそういう清掃等の管理をして

いくというような形で、別にそういう義務づけはしてないんですけど、しっかり管理してるというようなことをごさいます。清掃日数の違いということですけど。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 また後で聞かせてもらおう。

257ページです。工事請負費ですけども、二つ聞きますが、この美装化工事で1億3,200万円ですね、これ契約書を見ると、その1、その2、その3とか、たくさん書かれておりますが、犬山北小学校の下もそうなんです、その中の一つは、1,582万1,000円の工事の中で、185万6,000円の変更がされてる。これの内容を見てみると、門を新設すると、当初古い門でやる予定だったけれども、写りが悪いということで、変更なされています。それが185万6,000円、門にそんなにお金がかかるかどうか、ちょっとわかりませんが、さっき言ったように30%を超えるような変更がされておるが、これ変更でいいのかどうか、本当にこういうものは別で、もう一度入札する必要があるんじゃないかなと、同じことがその下の犬山北小学校にも言えるんです。犬山北小学校、もうそれは今の北小学校ですね、美装化の方は8,893万5,000円的美装化工事その1なんですけども、この中で552万7,000円の変更で、内容は、中電の柱と、N T Tの移設位置変更で出してるんです。こういうのは、中電やN T Tの移設位置の変更なんですよ、どうしてこんな金がかかったのか、これも別で入札するべき金額じゃないですか。その2点あわせて答弁していただきたい。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 犬山北小学校につきましては、1点は今言われましたように、門、いわゆる犬山北小学校の給食の方の入り口です。当初、そちら側はどうしようかなということで実は思っていたわけです。そしたら、学校の方とも協議しましたら、大きな車が入るもんですから、入り口はどうしようかなというように、実は思っておったわけです。ところが、学校の方としては、ぜひ門の方もやっていただけんかということで、同時に工事すれば、安価にやれるということで、一緒に変更で見させていただくということと、それからもう1点、変更で552万7,200円減額でございますが、美装化のその1の方ですね、その1の方は552万7,200円の減額ですが、これは今の舗装を石割りから調整して、通常の見積もりを変えたということの変更でございます。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 私、見間違えたな、僕は増額だと思っていたので。

じゃあ、1点の、犬山北小学校の門扉だけ、つけかえる、学校と話し合っ、要望があったと、同時にやれば安くできるという、安くやれる根拠は何ですか。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 Aという業者とBという業者でやれば、また別となると、同じA業者でやれば、そういった経費的な部分については、何とか、今の現在の業者でということで、同時発注しました。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 安くやれる根拠なんてあれへん。見積もり取ったかね、入札したわけでもないのに。そんな根拠、僕は成り立たんと思います。

それにしても、要するに、その場では不可抗力的な変更ならともかく、これなんか、学校とも当然打ち合わせし進められた工事でしょう。やっぱり切り離して、門扉の工事の必要性が出れば、別枠でやっぱりそれはそれでやっていくというのが、基本線だと思う。

川村委員長 河村建設課長。

河村建設課長 委員ご指摘のように、今後そういった要件が発生したときは、地元とよく、工事の場合、地元と事前調整、それから学校とか、そういう施設の関係であれば、調整しまして、変更のないように、十分、変更があれば、今言われるように、別がいいのか、あるいは同時がいいのか、いうふうに調査して、今後は発注します。

川村委員長 他に質疑ございませんか。

原委員。

原委員 107ページ、13節の委託料でお尋ねをいたします。

岡委員の方からも質疑がございました。ステップアップする形として、橋爪・五郎丸地区の新しいまちづくりに挑戦をしていくという心強いお答えをいただいたんですが、ここに来て実は道の駅というものがすごいクローズアップされておりますね。それで、橋爪・五郎丸というのは、新しいまちづくりをすることによって、犬山市にとっては、非常に大きな可能性を持つ重大な事業だとは思いますが、この城下町再生計画推進検討業務委託料の中で、道の駅が検討されてきたということではありますが、期待のもとにお聞きします。これはまず、国土交通省と犬山市の間で道の駅ができるという答えをいただいているのかどうか、この辺をまず確認させていただきます。

川村委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 私どもも、3月までは、庁舎プロジェクトということで、4月から引き受けてます。この提案についても、うちの方で、4月から受けて、いろいろ検討する中で、可能性については、これは国の直轄事業ということになりますので、担当は、名古屋国道事務所が窓口になります。もちろん、中部整備局、地方整備局になりますけれども、まず、最初の窓口はそこになります。

私どもとしては、愛知国道事務所が最初の皮切りですので、これの方の愛知国道事務所の方へ行って説明をさせていただいて、それからまた、日を改めて、今の名古屋国道事務所の方の調査課の方へ行っております。その中で、もう既に犬山市においては、道の駅構想は位置づけしてあると、場所的には、今の清水インター、善師野の、あそこの位置に一応位置づけてあるから、犬山市が新たに手を挙げるということじゃないですから、それについては、国としては、いいと、そういう方向性があると。今、それは国の方も、尾張の中では1個もありません。三河とか、立田村とかなんですけれども、こちらの方、ちょうどエリアの方としてはないということで、国の方も、そういう意味では、方向性としてはあります。ただ、市の方の熟度がどこまでかということをお尋ねしております。熟度が高まれば、国の方もそれに伴って、予算をやりますと、つけますと。ということで、確約はないんです。そのために、犬山市から要望書が必要ですかということもお尋ねをしております。その中では、要望は一切必要ないと。既に、犬山市としての位置づけをされとるから、それに乗っかって、犬山市の方が熟度を高めてくれればいい。ただ、熟度を高めるためには、道の駅だけでは、熟度を

高める形になりません、国はいいんですけども、それに対しての市の考え方というものをそこに構築しなくてははいけませんので、そこに一体的に進めていかないかんとということで、国の方はそういう形の中で動いています。ですから、市が熟度を高めれば、可能性はあります。

ただ、一つは、愛知県の中でも、二つはできません。ということで、今現在、二つ候補があると思うんです。具体的に言いますと、岡崎市であります。岡崎市の方が、既に動いてきております。この間、県の職員で、少しお尋ねしたんですけども、何も動いてないという話でしたけども、調べると、やっぱり動いてきとるんですね。熟度が高いところを国としては、先にやるということとを言っておりますので、犬山市もそういうことであれば、できるだけ早く熟度を高めていただければ、お話、熟度を高めてからお話をしに来てくださいということ国の方から言われています。

川村委員長 原委員。

原委員 岡崎かどっちかということですか。

川村委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 国は一遍にはできないと。大体10億円近くかかる施設で、どっちか順番にやっっていこうということですので、早く手を挙げれば、早くできるだろうし、もし遅くなれば、岡崎市がという形です。

川村委員長 原委員。

原委員 この道の駅というのは、非常に、今回の庁舎建設にとっても、大きく左右される事業であります。やはり、市民の方も、僕もしゃべっちゃんですけど、道の駅、頑張っってやりますよと、市も一緒になってやりますよという話をしてるもんだから、やはりそういった当局の答えが出た時点で、やはりこれから進む市の方向性を僕たちも方針のもとに説明していきますし、市民の方も当然、そういうふうな期待を持つわけですから、今回の、橋爪・五郎丸地区においては、絶対、岡崎には負けないという心意気は持っていたと思っていますが、やはりまだ、ちょっと先行されているということですので、すぐ挽回をしていただきたいということ。それに対して、年度、事業年度は何年を目指しているのかということ。

川村委員長 熊澤委員。

熊澤委員 どこの予算引っ張り出してる。

一般質問の内容や。質疑だけ簡単にしとけや。

川村委員長 原委員。

原委員 では、済みません、もう一つだけ確認させてください。

可児市の花フェスタの会場にもできるということですが、そちらも岐阜の方が手を挙げていると。そちらに対する影響があるのかないのかだけ質疑します。

川村委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 特にありません。

川村委員長 原委員。

原委員 影響はなし。

川村委員長 宮地委員。

宮地委員 道路だけじゃない、犬山市の優先順位が、しっかりそこを事業の内容と優先順位をよう検討してもらわないかん。

川村委員長 原委員。

原委員 もう1点、249ページの委託料の中で、民間木造住宅耐震委託料、それに付随して、251ページの民間木造住宅耐震改修費補助金ということで、こちらの民間木造住宅の委託の方、これ1件3万円で、県の建築士会に150棟分ということでお聞きしました。それに対して、民間木造耐震改修工事費の補助金、これ市側が改修される家に対しての補助ですが、こちらが3棟、数からすると、相当数その差があるんですけども、診断に対して、改修すべきという判断をされた件数というのは、把握してますか。それに対して、3棟という数字が出てきたのかどうかということをまず1点質疑をします。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 民間木造住宅耐震診断委託料、これ450万円ですが、150棟で、建築士会の方に委託しています。ここの中で、平成17年度は、一応4ランクございまして、この4ランク、安全、一応安全、それからやや危険、倒壊の危険がある、4ランクにしています。この言葉だけでいいますと、なかなかわかりにくいもんですから、数値であらわしてございまして、1.5以上が安全、それから1.0から1.5未満が一応安全、それから0.7から1.0、これがやや危険、それから0.7未満、これが倒壊の危険があるということでございまして。

それで、安全というものが平成17年度診断の結果、1.5以上ですね、これがゼロでございまして。それから、一応安全が39件でございまして。それから、一応安全というのは1.0以上から1.5、それからやや危険というのが0.7から1.0ですが、71件でございまして。それから、0.7未満、倒壊の危険があるというものでございまして、これが40件でございまして。

まず、次に移りまして、これが診断結果です。診断結果のうち、木造耐震改修の補助の対象になるものが、やや危険の0.7未満、0.7未満という、倒壊の危険があるというものでございまして、0.7未満のここに該当します。それで、平成17年度は40棟ございまして、40棟でございまして、これ建築士会に委託していますので、結果が出た時点で、再度行きまして、こういう状況ですよというので、書類を持ってご説明にお伺いします。その時点で、診断、耐震改修の補助に該当しますという説明もしてきます。パンフレットを持って、最高60万円の補助金の該当がおたくはしますよという、それもしていきます。それで、平成17年度は3件でございまして。地域差によりまして、温度差があるということで、新城の三河の方、それから名古屋の沖積層ですね、地盤の悪い、そちらの方は非常にこういう内容につきまして、興味を持って聞かれて、また改修も進んでいます。犬山の方は地盤が比較的丘陵地でございまして、濃尾平野に移る前でございまして、地盤が安定してるという、ちょっとおごりもあるかもしれませんが。それで、ご説明はしてきますけど、若干これの、耐震に移られた方は、40件のうち3棟でございまして、お金がなかなかそのように回らないからとか、そんなにお金が、改修費がたくさんかかるんなら、いっそ新築した方がいいよと、新築の場合は改修費は、国の補助はありません。そういう、すぐお金が出る場合は新築した方がいいというような意見もございまして、これは個人様の判断だと思います。それで、結果的に3件です。というふうでございまして。

川村委員長 原委員。

原委員 やっぱり40件に対して3件は、やっぱり自分の家が危険だと思って、本来やってみるはずですから、皆さんが改修に関しては、興味を持っているというところまで位置づけることも大切ですし、というのは、これ本当に、設計士さんにどうだどうだと、何回も頼み込まれたと、それでやったということなんですね。この間も、説明ありましたけども、日当3万円だと。日当3万円といったら、結構、ほんとにいい額なんですけど、日当3万円に対して、診断するのに1件どれぐらいかかるのか、ちょっとその辺お聞かせいただけますか。結果とつながってないもんですから、どうもその辺の何かも感じられないこともなくて、その辺の診断に対する時間、3万円という日当が見合うかどうか、その辺を再度質疑します。

川村委員長 松山建築課長。

松山建築課長 この3万円と決めたのは、愛知県でございまして、愛知県が、耐震診断ということ、大体2時間程度の家屋の現況を調査しなければいけません。それとあと、結果報告書を持っていくということでございますけど、これは先ほど申し上げた、やっぱり愛知県住宅センターによりますと5万8,000ぐらいかかるものでございます。ただ、その中に、プログラム開発をいたしまして、ある程度、パソコンで出るようにいたしました。それで、計算が意外と楽になったということで、愛知県は3万円と、そのソフトを使ってということで奨励しています。確かに、ボランティア価格っていう面も見受けられますけど、やや低目かなというような形で、県は言っていました。愛知県住宅センターという、第三者機関ですけども、これは地方自治体が出資した機関でございまして。そちらの方で、了解を得られてやっているの、そもそもが社会に貢献しなきゃいかんということだと思っています。

(川村委員長から原副委員長へ交代)

原副委員長 しばらく委員長の席をかかります。

川村委員。

川村委員 257ページの、犬山北小学校の1,582万1,400円についてお尋ねをいたしますが、あれの企画立案ですね、それは学校側の要望であったのかどうか。といいますのは、訪れる市民の中に、犬山北小学校の校舎とマッチしないものをなぜつくったというご質問があるんです。それについて、それから、見る方向によっては、コンクリートの犬山北小学校ですね、それに塀が、本当につけたよという感じで、その時代構想も何もないというご質問もあるわけですが、その点についてお尋ねをしたいということと、それから、先ほど宮地委員からもご指摘がありましたように、入札金と、それから追い金ですね、後で工事を追加するときのお金というものが、余り追加ということはしない方がいいということをおもかねがねから言ってるんですけども、なぜかといいますと、一覧表を見ますと、料金の違いというのはほとんどないんですがね、入札金が、入札価格は。あと1万円、2万円で落ちている業者にしてみましたら、追加で30%まで認められるよということもあれば、自分ところが1万円、2万円の差で落ちたのに、追加でそれだけ業者がまた落として、結果的にはその業者に行ってしまったというのは納得できないという声があるんですが、その点についてお尋ねをします。

それから、263ページの市営住宅のことですが、これ、現在の市営住宅に入居している方の所得金額というのは一体幾らぐらいであるか、お尋ねします。それで、何件です

か、それだけお願いします。

原副委員長 河村建設課長。

河村建設課長 まず、1点目の、修景塀がいわゆる地元側からの要望なのかどうかということでございますけれど、そういった計画が立てられた経緯をまずご報告させていただきます。

修景塀につきましては、いわゆる城前全体、いわゆる城下町のあり方ということで、ワークショップ的なもので、住民の方に参加していただいた中で、あそこに修景塀をやったらどうかといったことが議論されまして、そういう中で、修景塀という話になりまして、修景塀につきましては、学校側の方に対しては、こういう修景塀についてどうですかと、こういうご意見、当時、参加していただいて、その中の経過の中で、学校側の意見をお聞きしながらやっています。結果的には、学校側の方にしても、そういう修景塀をやっていただきたいということになりました。

ただ、議論の中では、校舎がやはり修景塀と合ってるかどうかということは、意見がありましたし、修景塀についても、極力犬山の、いわゆる城下町にふさわしい、城下町にしているということ、ああいう形になったということでございます。

それから、変更につきましては、当然、変更箇所、延長距離とか、あるいはそういった変更箇所については、設計をしてやってございます。30%というのは、30%を超えたら変更じゃなくて、単独に、別発注工事にしなさいよということございまして、30%以内は認めるという、現実に変更しなきゃいけないものを設計して、いわゆるそれにプラスして請け負う形が変更額になるということではなくて、基本的にはそういうことでございます。変更は、変更をやむを得ずやる箇所をきちっと設計をまずしていただいて、設計した額に対して、現在請け負っておる額の請負料と請負率を掛けたものが変更額になります。追加工事という、追加の工事ですけど、変更設計金額、変更設計を契約するということになります。

原副委員長 松山建築課長。

松山建築課長 市営住宅についてご回答します。

今現在、市営住宅123戸ございまして、今、入居戸数が73戸でございます。それで、入居者数としましては、146人でございます。それで、先ほどの、大体所得でございますが、公営住宅法によって決まっております、39万7,000円以上が高額所得者になるものでございます。この高額所得者になると、公営住宅では、出ていっていただきたいということで、通知をして、それで高額所得者は民間の方に移っていただくわけでございますけど、現在のところ、39万7,000円を超える方は入居してません。

これは月額でございます。

原副委員長 川村委員。

川村委員 犬山北小学校のことで申し上げましたけども、反対側から見ると、全然合わないんじゃないか、これが柏屋さん、磯部邸でも起こってるんですね。隣の家とのバランスが全然とれてない。これは、境界ですね、だから、まちづくりを整備して、おいでになります皆さんに、ああ、いいものをつくられたなという、そういうふうにはちょっといいんじゃないかと思うんですよ。あの隣、柏屋さんなんか、特に、あれは何かならんかと、本当に思いますし、犬山北小学校の方も、反対側から見ると、何で塀だけそうかという、そうい

うことを思わせないように、これからは整備してやっていただけないものかどうかだけお尋ねしておきます。

原副委員長 河村建設課長。

河村建設課長 できるだけそういった周辺との違和感のないような整備は必要だと思っております。

原副委員長 委員長を交代します。

(原副委員長から川村委員長へ交代)

川村委員長 第86号議案に対する質疑を終わります。第87号議案についてを議題といたします。

質疑はありますか。

岡委員。

岡委員 1点だけ。決算状況を見ると、有収率が1ポイント上昇するとか、そういう面での取り組み全体が、なかなかの経営状況というふうに見受けられますが、ずっと気になっているのが、水源の問題で、いわゆる犬山市で広範囲に行われている田んぼの砂利採取に関して、水源を守るという立場からも、水道部の方からも適切な関心持たなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っていますが、今回、名水サミットで、大口町の取り組みも紹介されているのを聞いておりますけども、今までは環境部の取り組みだったんですが、やっぱり環境部と、連携を密にして、水源を保全していくことについて、この年度でやってきたのかどうかということと、今後そうしたところを僕は取り組む必要があるんじゃないかなという気がしますけども、その辺はどのように考えているか。

川村委員長 余語水道課長。

余語水道課長 平成17年度につきましては、そういう取り組みは行っておりません。

今後は、地盤沈下等がございましたので、地下水は、かなり危険な状況にあるかなということ、個人的ですが、私の私見として感じております。ということで、来年度、見直しの事業計画の中に入れ込んでいきたいなと思っております。

川村委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

川村委員長 質疑なしと認め、第86号議案、第87号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

岡委員。

岡委員 私は、第86号議案について、認定できないということで、討論をさせていただきたいと思います。

2点です。1点は、新しいまちづくり事業です。

これ、庁舎の移転に、橋爪・五郎丸への移転と、それに伴う新しいまちづくりというアドバルーンのとときから、それが破綻しても何らかの形で特区というような状況での新しいまちづくり、さらに、今回の地域再生計画、城下町再生計画という形で、引きずってきたわけですけれども、結局、あの地域の農地保有者に課題な期待を持たせることにつながる、こうい

うことだけでなく、私はやはり明確にこの庁舎の移転新築を断念した時点で断念していくべきであって、後段はそういう構想だけ膨らませても、結果、むだ遣いにつながる、今回は、そうした点でいえば、道の駅という、具体的な3.7ヘクタールについての計画が出されてきたわけですが、全体から見れば、やはりむだな検討になってしまうというふうに思っていますし、地域住民にすれば、課題な期待が引きずられたなというか、もたらされた事業だったんじゃないかというふうに思っていますし、将来のまちについての、挑戦しなければということがありましたけれども、やはりそれはもっと現実的な形で、まちづくりの展望を練り直さなければいけなかったんじゃないかなというふうに思っています。

こうした観点からいえば、これはやはりもっと早い時期に、きちっと見直してむだ遣いを避けていく、そして現実的なまちづくりの構想を立てていくべきだったということで反対をいたします。

2点目は、町家まちづくり施設整備工事請負費です。平成16年度、繰越明許を含めて、用地購入、すべて含めて1億5,566万5,650円という事業内容だったということが示されました。整備事業も、その2、その3とも増額補正を組みながらやられているわけですが、公が、行政がこれで何軒目になるんですか、古家を購入して事業展開していくということについては、私は限度がある、今回の旧磯部邸に関していえば、限度を超えている。民間が一定の努力をされるということであれば、それはそれなりに犬山のそういう歴史的な建造物を保存しながらのまちづくりに貢献されることであろうと思いますけれども、今回、さらにこれを重ねてきているということについては、行政が行っていく上では限度を超えている事業だというふうに思わざるを得ない、言わざるを得ないというふうに思いますし、結果から見ても、今後の事業展開を見ても、行政がそこまでお金を出しながら、進めていく事業なのかどうかという点では、疑問を感じます。こうした点で、この問題についても、やはりきちんと精査すべきだったということで反対をいたしますし、この二つを含んだ当該年度、平成17年度の決算認定については、認定できないということを私は表明し、反対討論といたします。

川村委員長 他に討論はありませんか。

宮地委員。

宮地委員 第81号議案の一般会計補正予算（第2号）に関し、新庁舎建設に関する歳入歳出並びに債務負担行為すべてについて反対をしたいと思います。

これについては、反対申し上げていますが、1点は、首長が新たに誕生することが予想されるこの時期に、土地だけ購入の補正予算を出すということの行為そのものが、私は新たな首長に対してあるいは市民合意が形成されてない等たくさんありますが、そういったいろんな観点から総合判断して、この予算については反対です。

川村委員長 他にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声起こる〕

川村委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

休憩いたします。

午後3時18分 休憩

再 開
午後 3 時 18 分 開議

川村委員長 委員会を再開いたします。

採決を行います。

最初に、第74号議案を採決いたします。

第74号議案 犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

川村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

第75号議案を採決いたします。

第75号議案 犬山市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

川村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第76号議案を採決いたします。

第76号議案 犬山市水道事業給水条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

川村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休憩

再 開
午後 3 時 21 分 開議

川村委員長 ただいまの出席委員は5名です。

定足数に達しておりますので、委員会を再開いたします。

第81号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち2目財政管理費及び16目新庁舎建設検討費）、7款 土木費。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川村委員長 挙手多数。

第81号議案は、原案のとおり、賛成多数により可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

再 開

午後3時22分 開議

川村委員長 委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達していますので、委員会を再開いたします。

第84号議案 平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

川村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第86号議案を採決します。第86号議案 平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち、平成17年度犬山市一般会計中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設検討費及び17目新しいまちづくり事業費）、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金）、5款農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費中28節繰出金）、7款土木費、10款災害復旧費並びに特別会計中、平成17年度犬山市公共下水道事業特別会計、平成17年度犬山市農業集落排水事業特別会計、本案は原案のとおり、これを認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川村委員長 挙手多数。

よって、第86号議案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、第87号議案 平成17年度犬山市水道事業会計の決算の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

川村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第87号議案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

皆様ありがとうございました。

午後 3 時26分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

建設水道委員長

+

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審査結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審議年月日
第74号議案	犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	平18.9.13	原案可決 (全員一致)	平18.9.15
第75号議案	犬山市下水道条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第76号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第81号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (賛成多数)	"
第84号議案	平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第86号議案	平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について	"	原案認定 (賛成多数)	"
第87号議案	平成17年度犬山市水道事業会計の決算の認定について	"	原案認定 (全員一致)	"

+

+

+